

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、かがやきホールディングス株式会社と称し、英文では KagayakiHolding s,Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支援、支配又は管理することを目的とする。

- (1) 経営コンサルティング業
- (2) 財産に関するコンサルティング業
- (3) 不動産の売買、仲介、斡旋及びコンサルティング業
- (4) 不動産賃貸業
- (5) 都市再開発の総合コンサルタント業務
- (6) M&A の仲介、斡旋及びコンサルティング業
- (7) 証券仲介業
- (8) 金融商品仲介業
- (9) 信託契約代理業務
- (10) 投資顧問業並びに貸金業
- (11) 生命保険募集業
- (12) 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- (13) 計算業務の受託
- (14) 会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成並びに財務に関する受託業務 15.事務処理及び経理処理並びにその他各種産業上の業務処理の請負
- (15) 棚卸請負業務
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 有料職業紹介事業
- (18) 人材採用活動に関するコンサルティング業務
- (19) 人事評価並びに教育研修に関するコンサルティング業務
- (20) 人材採用活動に関する請負業務
- (21) 求人情報広告掲載及び販売業務
- (22) コンピュータの販売並びにソフトウェアの運用指導業務
- (23) コンピュータソフトウェアの開発及び販売
- (24) コンピュータ機器の販売
- (25) 事務用機器及び用品の販売
- (26) 経営者及び労働者研修の企画立案並びに実施業務
- (27) 経営情報の収集販売
- (28) 書籍及び雑誌の出版並びに販売
- (29) 銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、特定信用事業代理業、農林中央金庫代理業、長期信用銀行代理業、その他金融機関のために預金または定期積金等の受け入れ、資金の貸付又は手形の割引、為替取引を

内容とする契約の締結の代理又は媒介

- (30) 前各号に附帯する一切の事業、ただし税理士法第2条第1項並びに第2項のうち税理士法施行規則21条規定の税理士業務に付随しないで行う財務諸表の作成、会計帳簿の記帳代行その他財務に関する業務(他の法律で制限されているものを除く)を除いた税理士業務を除く

- 2 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、東京都新宿区に本店を置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、450万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者となることが

できる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を、提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は7名以内とする。

（取締役の選任）

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会議事録）

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益

(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第29条 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会の設置

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第40条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当社は、毎年6月30日又は12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(配当金等の除斥期間)

第47条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

2020年4月15日制定

2022年9月29日変更

2023年6月5日変更

2023 年 9 月 28 日變更
2024 年 4 月 12 日變更
2024 年 11 月 13 日變更
2024 年 11 月 25 日變更